

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和-年-月-日 (第-回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	宇多津町 373869
地域名 (地域内農業集落名)	宇多津地区 (長縄手、奥池、津之郷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	40 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	40 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

長縄手は、県道富熊宇多津線や大東川を含む水稻が主な営農類型で農地の比率が他より高い地区であり、特産品である古代米も生産されているが、近年は宅地開発が多く見受けられる。10年以上耕作者が多く、約20年前にJAから助成があった農業機械を共同利用しているが、それが故障したとき農業ができなくなる可能性が高く、維持継続のためには後継者問題もあるが、農業機械を更新することが課題となっている。

奥池は、農業者の平均年齢80歳と高齢化が進み、作物は水稻がほとんどを占めている。農業者は28人と入作者で構成されている(うち50歳以下1人)。棚田になっており、遊休農地はほぼ見受けられない。農業用機械は共同利用していない。農地の集約化や継続維持のために将来の担い手を確保することが課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

長縄手は、現状維持を基本として、後継者がいない農地については周りの耕作者と調整する。また、農業機械所有者を把握しておき、ハード面での支援すれば、農地を継続的に維持していける可能性があり、将来の担い手につなげられる。引き続き農地維持に向けて検討していく。

奥池も、現状維持を基本として、遊休農地の発生や転用等による農地の減少を防ぐ。現況作物では水稻が生産されており、農地を継続的に維持していくためには米から野菜、果樹等への転換や、継続できなくなった農地の粗放的管理のための栽培形態も今後検討しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
本町は農振農用地区域が無いため、農用地等については農業上の利用が行われることを基本とし、全多面的機能支払制度により農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13	%	将来の目標とする集積率
			13 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積・集約を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農地の集積・集約化を図っていく際に、貸付意向がある場合は、農地中間管理機構の活用を検討していく。	
(3)基盤整備事業への取組	
目標地図の実現に向けて、農地の大区画化を引き続き検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地域外からも多様な経営体を募集し、担い手として育成していく。市町及びJAと連携しつつ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農作業受委託の推進に向けて、JAと相談しながら、農業支援サービス事業者に受託事業を実施する生産組織または担い手の情報共有、農作業受委託の活用の周知等を行う。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

④、⑤:粗放的利用のための栽培形態として米から野菜、果樹等への転換、輸出向け農作物の生産等を検討する。
 ⑦:適切な維持管理を行うため、粗放的利用による農用地の保全なども検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、野菜	0.8 ha	0 ha	水稻、野菜	0.8 ha	0 ha	A	
認農	B	水稻、野菜	1.4 ha	0 ha	水稻、野菜	1.4 ha	0 ha	B	
認農	C	水稻、野菜	0.3 ha	0 ha	水稻、野菜	0.3 ha	0 ha	C	
利用者	D	水稻、野菜	0.7 ha	0 ha	水稻、野菜	0.7 ha	0 ha	D	
利用者	E	水稻、野菜	1.9 ha	0 ha	水稻、野菜	1.9 ha	0 ha	E	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		5.1 ha	0 ha		5.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
-	-	-	-

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

